特集

福祉政策の国際動向と 日本の社会保障再編の方向

対域は たかふみ 建橋 孝文

同志社大学社会学部・教授

1.カタカナ表記の新しい動き

1990年代以降、グローバリゼーションが進展し、その過程で、一方では「底辺への競争」が激化し、ワーキングプア問題などが出現し、「雇用志向の社会政策」=「福祉と労働」の再編成がみられた。他方では、そのワーキングプア問題や低所得者の最低所得保障問題にどのように対応すべきかが新たなアジェンダとして登場してきた。

1990年代以降の、ワークフェア、メイキング・ワーク・ペイ、タックス・クレジット、ディーセントワーク、ケアワーク・ケアレジーム、ベーシックインカムなど一連のカタカナ語で示される新しい動きを、確たる比較軸を別に設定して測り、国際比較の俎上に乗せる本格的な研究はまだ生まれていない。

とはいえ、上のような新しい動きに代表される 福祉政策の国際動向がもっている意味を日本の今 後の政策の方向づけとの関係で正確に理解し、政 策選択の議論を豊富化していくことが重要である う。

2 . 国際動向からみた 政策上の課題

カタカナ表記の概念と政策が織りなす混沌とした状態のなかから近い将来姿を見せるであろう「新しい福祉ガバナンス」を洞察するためには、 <労働 > 、 <社会保障・福祉 > 、 <税・財政 > への目配りが必要になっている。その点を踏まえた上で、福祉政策の国際動向の検討から浮かび上がる政策上の課題を数点にわたってまとめると次のようになる。

1)日本モデルの変容と「選別主義」施策

おおむね1980年代末までの日本は「ワークフェア体制としての日本モデル」が良好に機能していた。つまり、旺盛な経済成長に支えられ(完全)雇用が社会保障の機能を代替することによる生活保障が図られてきた。筆者はこれをマクロ的な意味でのワークフェア体制と定義づけている。このことは、1989年の段階で欧米諸国と比べて、失業率が著しく低く、また、GDPに占める社会保障費の割合が低いことに端的に示されていた。しかし、1990年代に入って失業率が上昇し、また所得

分配の不平等化が進展するとともにこのモデルの 限界が露わになってきた。

このような事態に対して社会保障の側の対応が どのようなものであったかが問われることになる。 その社会保障の領域では、「保険料を支払った上 での普遍主義」であるが、対象者を広く一般国民 とする「普遍主義的」施策の普遍化がみられたの である(象徴的には介護保険法に示される)。ま た、それまで応能原則で運営されてきた分野にも 応益負担原則が強化され(同じく障害者自立支援 法)と同時に、それらと併行して「選別主義」 を旨とする生活保護の厳格的運用化という1981年 以降の「適正化」路線が踏襲されることになった。 これは生活保護の適用範囲 = カバーする人員を狭 く限定するものである。いち早く1970年代半ばか ら失業率の上昇を経験していたヨーロッパでは、 結果として、所得制限により対象者を低所得者に 絞りターゲット効率性を高める政策がとられてき たのと比べると大きな違いがある。

2)公的扶助制度をめぐる国際動向

日本では1990年代に入ってワークフェア体制が 変容していることからさまざまな問題が噴出して きた。しかし、社会保障制度としてはそれがはら む問題への対応を準備することがなかった。基礎 的セーフティネットである失業保険制度や公的扶 助(生活保護)制度に大きな負荷がかかってきた にもかかわらず、その問題への積極的対応はなか った。むしろ生活保護の場合、門戸をより狭くし たのが実態であった。その結果、貧困線以下の生 活を余儀なくされている人々に生活保護の支援の 手は差し伸べられることなく、いわゆるテークア ップ率は低いままに推移した。日本の場合、ワー キングプアはグローバリゼーションと「底辺への 競争」の下で自動的に生じただけなく、こうした 制度的対応の産物でもある。

いち早くこうした問題に直面したヨーロッパ、 アメリカではどのような対応がなされたのである うか。日本とは対照的に1980年代以降、選別主義 を旨とする公的扶助システムあるいは所得連動型 の給付 (income-related benefits) の「拡大」 で対応したのであるが、そのことにより新たな課 題に直面することになった。新たな課題とは、つ まり、公的扶助費用が福祉財政を圧迫するように なり、そのため、公的扶助制度は従来からの最低 生活保障の役割に加えて「貧困の罠、福祉依存の 罠を回避し、労働インセンティブを高めることに よる財政的負担の軽減」という新たな役割をも期 待されるようになった。いわばこの「2つの要 請」の狭間にあっての試行錯誤がおこなわれるよ うになったのである。

労働インセンティブを高めようとする有力な試 みが、次にみるワークフェアである。

3)ワークフェアの「本来的困難」とメイキン グ・ワーク・ペイ

ワークフェアと一口にいってもいくつかの種類 があるが、1980年代以降多くの先進諸国が採用し た「雇用志向の社会政策」をワークフェアと呼ぶ ことが多い。この場合、ワークフェアは政策の方 向性に関わる用語である。

注意すべきは、日本でマクロ的な意味における ワークフェアが綻びをみせてきたちょうどその時 に欧米において政策としての「福祉から労働へ」 という動きが加速されてきたことである。こうし たワークフェアをめぐる、「ねじれ」ともいうべ き彼方此方の状況の違いに配慮する必要がある。 日本では一般に稼働年齢層の労働参加率は高く、 シングルマザーの就労率は世界的にみてもトップ クラスにある。その場合、ワークフェアの効果は 限られたものでしかない。

日本においてはワークフェアが機能する余地が

少ないという難点に加えて、一般にワークフェア そのものにともなう本来的な困難(アポリア)が 存在する。それは、そもそもワークフェアが提唱 されるに至る次のような背景から生じるものである。つまり、 経済の停滞 政府財政のひっ迫

社会保障予算の削減 社会保障・福祉給付 者が働くことを要請(ワークフェア)という一連 の流れである。しかし、経済が停滞しているとき に「福祉から労働へ問題を投げ返す」だけでは、 経済の停滞が雇用情勢の悪化を必然的にともなう 以上、その効果には限界がある。そのことは個人 のエンプロイヤビリティを高めることによる就労 促進を狙いとするソフトなワークフェアあるいは アクティベーションといえどもそれほど変わらな い。また、たとえ就労してもそれが低賃金職種で ある場合、社会保障・福祉給付を受けていた時よ りもかえって可処分所得が減ることも大いにあり 得る。それでは、労働インセンティブが働かない のは当然である。そこで登場してくるのが、「就 労福祉給付」(給付つき税額控除制度がその代 表)などのメイキング・ワーク・ペイ政策である。 その目的は、仕事をすることが割に合う(ペイす る)ようにすることであり、具体的には「貧困の わな」を避け、労働インセンティブを高めること であり、結果的にはワーキングプアを中心とする 低所得階層の所得の下支えをすることになる。

4) 労働の中身を問う - ディーセントワーク

ワークフェアにしてもメイキング・ワーク・ペイにしても共通するのは、それ自体として、「雇用の性格とその仕事の性格、質」(Jane Millar)を問題とすることはない。つまり、それをブラックボックス視している点に特徴がある。これに対して、ILO提唱によるディーセントワークは労働の中身(「労働における諸権利の保障」、「雇用やその他の働き方の提供」など)に直接関わる点

が異なる。視点をかえてみてみれば、メイキング・ワーク・ペイは、労働の果実である所得に注目するのである。たとえば給付つき税額控除制度などは税制などを通してその不足分を「補償」するものであり、一次所得分配後の再分配に関わる政策であるがゆえに「事後的所得補償政策」といえる。これに対してディーセントワークは大枠としては「事前的労働規制政策」であるといえる。

「事後的所得補償政策」と「事前的労働規制政策」は、それぞれ長所と欠点をもつ。まず、メイキング・ワーク・ペイに代表される「事後的所得補償政策」は、低所得階層の所得の下支えを直接的におこなう点で大きな効果を期待できるが、財源措置を必要としている点に加えて看過できない問題は、低賃金職種への賃金補助という性格をもち、そうした低賃金職種を温存させるという負の効果を併せもつことである。これは好ましくない点である。

これに対して、「事前的労働規制政策」は、そのうちの最低賃金規制を例にとれば、「規制」であるがために財源措置を必要としない。この点では財政が窮屈な折り、実現可能性を高める。ただし、とりわけ一国のみの実施の場合、雇用への悪影響が懸念される。また、必ずしも低所得世帯に属さないパート労働者にも引き上げの効果が及ぶことになり、ターゲット効率性が低いという問題がある。最低賃金制の対象者はあくまで個人であり世帯ではないからである。それに加えて、その実現には労働組合のバックアップが欠かせないが、その世界的な退潮という現実ゆえに実現可能性の点で課題を残している。以上のことが示していることは万能薬的政策は存在しない、ということである。

最後に確認しておきたい点は、ワークフェアは、 労働市場が対象者を受け入れることができるとい う条件に加えて、「事前的労働規制」と「事後的

所得補償」制度とがそれに組み合わさって初めて 十分な効力を発揮できるということである。言い 換えれば、前後2つの制度がどれだけ充実してい るかがワークフェアの成否を握っている。

5)ワーキングプア問題にどのように対応すべきか 21世紀に入ってからワーキングプアが一躍注目 されるようになってきた。その背景としては、や はりグローバリゼーションの進展が先進諸国で 「底辺への競争」を惹き起こし、そのことが非正 規職の割合を増やしたことが大きい。ワークフェ アの進展によってたとえ「福祉依存」から脱して も結局はワーキングプアとして低い水準の不安定 な生活を余儀なくされたことがその注目度を高め た。

国によっては働くことが稼得所得の増加をもた らし、貧困率の削減につながる国もある(典型的 にはアメリカ、イギリス)。労働年齢期の就労率 が他の多くの国に比べて低い国では一つの有効な 政策であると考えられる。しかし、貧困問題の視 角からみれば、就労することが必ずしも貧困から の脱出を保障するものではない。当然のことであ るが、ワーキングプアはすでに就労しているので あるから、仕事をすることあるいは「福祉から就 労へ」というワークフェアはかれらにとって意味 をもたない。とするならば、増加するワーキング プア問題に現実としてどのように対応しているの だろうか、また、どのように対応すべきなのであ ろうか。

以下では、ワーキングプアに対するセーフティ ネットの働きに限ってその対応を考える。

日本では最低賃金と社会扶助(=公的扶助)の 水準がOECD諸国のなかでもっとも近接し、日 本の社会扶助「単体」の水準はかなり高いが、国 によっては併給される住宅給付や家族給付制度 を考慮に入れると、「社会扶助を含む純所得」は OECD平均で中位にとどまる。「社会扶助等を 含む純所得」と「社会扶助」の差額が小さいので ある。こうしたことは、基本的には、税で賄われ るが公的扶助のような厳しい所得・資産調査を必 要としないいわゆる「社会手当」が日本では未整 備でかつその給付水準が低いことから生じる。こ れは、ワーキングプアに対する所得の下支え機能 が弱いことを意味する。具体的には、失業扶助、 住宅手当、家族(児童)手当のことである。また、 同じような機能を果たすことのできる給付つき税 額控除制が日本では導入されていない。

日本の社会保険制度は、今日のような非正規労 働者の増加を想定せずに制度設計されていた。厚 生年金制度、失業保険制度に典型的にみられるよ うに、非正規労働者が多数を占めるワーキングプ アを包摂せずに排除する性格が強いのである。そ の一方で、日本の公的扶助制度である生活保護は 制度としては「体系的」で「網羅的」ではあるも のの、適用対象人数が絞り込まれ、受給者数割合 が低い。その結果、社会保険と生活保護の間の制 度上の間隔が広く、正規労働者と生活保護受給者 の「狭間」にワーキングプア層が多数存在するこ とになり、しかも、かれらに対するその他の政策 措置がとられていない。筆者が「安全ストッパー のない滑り台社会」と名づける所以である。

国際比較という鏡に照らして明らかになる上の ような日本の「姿」を念頭におけば、今後の政策 的方向は自ずと浮かび上がってくる。日本のこれ までの「ワークフェア体制」が綻びを見せてきた ことに対応して選別主義的制度である生活保護制 度の適用対象の拡大が期待されることであろう。 また、社会手当を充実することにより、生活保護 の支援を受ける手前でワーキングプアに対して所 得の下支えをする必要がある。

6)一つの選択肢としての給付つき税額控除制度 (給付つき)税額控除制度が注目されてきたの は単一の背景によるものではなく、かなり複雑で ある。税政策上は、所得控除制が課税所得の範囲 を狭くするのに対して税額控除制はそうでないこと、その上で政策上の目的を達成するためのフリーハンドを確保したいという税・財務当局の思惑がある。もう一つは、グローバリゼーションの進展下で、ワーキングプア問題、低所得者層の最低所得補償問題が浮上してきたことである。このよはすでに述べたような、経済の停滞 政府財政のひっ追 社会保障予算の縮減 社会保障・福祉給付者に働くことを要請(ワークフェア)という一連の流れが想定されるべきである。ワークフェア

事前的労働規制という方向ではなくて、ワークフェア 事後的所得補償という方向を実現すべく登場してきたのがメイキング・ワーク・ペイ政策であり、給付つき税額控除制度がその代表である。ちなみに給付つき税額控除制度は「脱商品化」をめざすものではなく、「援商品化」もしくは「助商品化」の方向に沿うものであるが、低所得者の所得を下支えするという効果を発揮することができる。

給付つき税額控除制度は、設計がフレキシブルであることが特徴である。働くこともしくは一定時間以上働くことを支給条件とするものから、そ

うした条件をつけないもの、子どもの養育・教育 費用負担の軽減などに政策目的を絞ったもの、所 得に増加にしたがって給付額が増減するもの、し ないものなど、多様な設計が可能である。

この給付つき税額控除制がうまく機能するため にはそのための各種インフラが整備される必要が ある。インフラとは、たとえば社会保障番号制の 導入による低所得階層の情報の正確な把握やかれ らの確定申告のサポート体制を充実することなど である。また、給付つき税額控除制度は低賃金雇 用への助成であることから生じる人的資本への投 資抑制、低賃金雇用の温存という問題をどう把握 し、またどう対応するかというハードルがある。 この点は、最低賃金制やディーセントワークの推 進などによる「事前的労働規制」と歩調を合わせ ていく必要があることを示唆する。こうした留保 条件付きであるとはいえ、日本では、本稿で強調 してきたように、社会手当の制度が不十分であり、 500万人を超えるワーキングプアが制度の狭間で 呻吟している事情を鑑みれば、給付つき税額控除 制は今後に向けた選択肢の一つであると考えられ る。

注 本稿は埋橋孝文『福祉政策の国際動向と日本の選択・ポスト「三つの世界」論』(法律文化社、2011年6月)の結章の叙述にもとづいている。

次号の特集は

「 労調協理事、新年を語る」 「 これからの労使関係(仮題)」の予定です